

CAL JCBカード会員特約

第1条 (名称) 本カードはチャイナ エアライン（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでCAL JCBカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員) 当社の定めるダイナスティ・フライヤー・プログラム会員規約を承認のうえダイナスティ・フライヤー・プログラムへ入会を申し込み当社が認めた方で、かつ本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ本カードへ入会を申し込み、当社およびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (諸会費) 会員は、当社に対して当社が通知または公表する諸会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、当社の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払済の諸会費はお返しいたしません。

第4条 (提供サービスと利用) 1.当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するダイナスティ・フライヤー・プログラムのサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のサービス利用が適当でないとは合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。3.当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとし、JCBはこれらのサービスの提供に関して会員と当社の間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

5.当社はJCBがJCB会員規約、その他のサービス利用規約に基づいて会員に提供するサービスに関して会員とJCBの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。6.本カードによるダイナスティ・フライヤー・プログラムの獲得マイル数は、次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されないことがあります。(1)会員の年会費・諸会費の支払いが滞った場合。(2)本特約による会員資格を喪失した場合。

(3)カード利用が取り消された場合。

第5条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当社のサービスを提供するために、以下の個人情報に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第7条において共有する情報）(2)宣伝物の送付等、当社の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）(3)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (届出事項の変更) 会員は、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社に各々所定の方法により遅延なく届け出なければなりません。

第7条 (届出事項の共有) 会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有できることに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第8条 (利用内容の共有) 1.会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。2.会員は、JCBが会員に対して会員の当社の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当社の取引内容を、当社とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第9条 (会員資格の喪失) 会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第10条 (合意管轄裁判所の特例) JCB会員規約の規定する合意管轄裁判所は日本国内の裁判所とします。ただし、会員が財産を有している法域において日本国の裁判所の判決の承認または執行ができない場合またはそのおそれがあるとJCBが判断した場合は、JCBはその法域の裁判所または会員の住所地・その他当該法廷地の法に基づき管轄権を有する裁判所においても訴えを提起することができます。

第11条 (日本国外への転居の通知) 会員は、日本国外へ転居する場合、事前にJCBに通知するものとします。ただし、ダイナスティ・フライヤー・プログラムにおける郵送物の送付先は日本国外にはご指定いただけません。また、JCBが必要と判断した場合は、カードを返還のうえ残債務を全額返済いただくことがあります。

第12条 (JCB会員規約およびダイナスティ・フライヤー・プログラム一般規定と本特約の関係) 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約およびダイナスティ・フライヤー・プログラムの一般規定が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

当社に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

チャイナ エアライン マーケティング部 個人情報保護対策係
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル8階

<個人情報保護法に基づく情報提供>

当社は外国にある法人です。JCBが当社に対して本特約第7条および第8条に基づき、会員の個人情報を提供することに関して、同法に基づき提供する情報は以下のとおりです。

(1)JCBが個人情報を提供する第三者（当社）が所在する国または地域

台湾（チャイナ エアライン）

(2)上記外国における個人情報の保護に関する制度および当社が講ずる措置に関する情報

<https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/transfer.html>

(TK049700・20230315)